

## 浦添市上下水道部通話録音装置取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、浦添市上下水道部における通話を録音することにより、職員の電話対応における品質を向上させ、又は職員への不当要求行為等を防止することにより、もって公務の公正かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動で通話内容を録音し、及び記録する装置をいう。
- (2) 音声データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声データをいう。

### (管理責任者)

第3条 音声データの適切な安全管理を図るため、管理責任者を置くものとし、各所管課の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第20号）を遵守し、音声データの取扱いに関して適切な措置を講じなければならない。

### (公表)

第4条 管理責任者は、市のホームページ等に通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

### (録音方法)

第5条 通話録音装置は、外線電話での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、及び記録するものとする。

- 2 職員は、通話録音装置を使用するときは、相手方に録音し、又は記録することを告知した上で使用するものとする。ただし、職員が発信する場合はこの限りでない。

### (保存及び破棄)

第6条 音声データの保存期間は、音声データが作成された日から30日間とし、保存期間経過後は上書き又は削除等により速やかに消去するものとする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 音声データは、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 音声データは、複製してはならない。ただし、次条第1項ただし書に規定する場合、法第76条の規定による開示の請求があつた場合又は管理責任者が第1条に規定する目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 音声データは、第1条に規定する目的以外のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りでない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。